

2019年3月13日

十六カード加盟店各位

加盟店様よりお送りいただくカード売上のなかに自社以外の売上げが含まれる場合の
ご連絡について（ショッピングセンター・専門店など）

株式会社十六カード

日ごろは、十六カードとお取引いただきまして誠にありがとうございます。

さて、2018年6月に施行された「割賦販売法の一部を改正する法律（改正割賦販売法）」により、加盟店の管理強化のため、加盟店に対する調査等の法令上の義務が課されることとなりました。

つきましては、法令に基づく適切な調査履行のため、当社との加盟店契約に基づいてお取扱いいただいているカード売上のなかで、自社以外が売主となっているカード売上が含まれている場合（※）は、下記お問い合わせ先までご連絡をくださいますようお願い申し上げます。

（※）ショッピングモール運営会社様との加盟店契約に基づくお取扱いのなかに、テナント出店者様のカード売上が含まれる場合 など

なお、ご連絡がない場合は、自社以外の売上はないものとしてお取扱いさせていただきますのでご了承ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

十六カード 営業推進部

TEL：0120-16-3916（平日9：00～17：00）